

「若者」の貧困と社会的排除に関して

永 仮 正 和

目次

はじめに

1. 若者の貧困と社会保障

1. 1 若者・貧困の定義

1. 2 若者は貧困化したか

1. 2. 1 貧困ラインの若者

1. 2. 2 ワーキングプア・ボーダーラインの若者

1. 2. 3 パネル調査による貧困分析

1. 3 日本型社会保障の特徴と弊害

2. 若者と家族、教育

2. 1 誰が貧困になるのか

2. 2 若者の貧困はなぜ見えにくいのか

2. 3 長期化する移行期と家族機能の衰退

2. 4 若者の階層化と貧困

3. 若者と労働

3. 1 労働社会における若者

3. 2 若年労働市場の現状

3. 3 不安定雇用で若者が就くという意味

3. 3. 1 待遇の格差

3. 3. 2 固定化する不安定雇用

4. 若者の社会的包摂に向けて

4. 1 若者支援の方向性

4. 2 日本における若年者雇用政策の現状と課題

4. 3 若者の「自立」に必要なもの、こと

4. 3. 1 人生前半期の社会保障制度の確立

4. 3. 2 家族の存在を前提としない自立支援

4. 3. 3 安定した雇用保障

おわりに

引用参考文献・

図表

はじめに

「三十一歳フリーター。希望は、戦争。」このようなサブタイトルを持つ小論が 2007 年 1 月に雑誌「論座」に掲載され大きな反響を呼んだ。赤木智弘の論文「丸山眞男をひっぱたきたい」である。いわゆる「ポストバブル世代」に生まれた赤木は日々不安定な生活を強いられ、親に頼ることでしか自活することのできないフリーターである。それは、三十歳を超えても自らの身のふり方を自己決定できないことを意味し、当然将来の見通しや希望を持つことのできない悲惨な状況を強いている。赤木は自らが置かれている状況はバブル崩壊における社会経済状況の変化に伴う不利益をポストバブル世代に押し付けた結果であり構造的な問題であると主張する。しかし、このような主張に対して社会は自己責任という言葉で若者を排除し、状況を打破するための資源を与えることも無く現状に固定化させる。赤木はこのように一部の人間に不利益を押し付けることで成り立っている「平和な」社会への糾弾を「希望は、戦争」という言葉に込めている。戦争は悲惨であり、多くの人々から多くのものを奪う。しかし、「平和な」社会の中で不利益を押し付けられた「弱者」にとって失うものなどなく、むしろ戦争は硬直化した社会を流動化させる一種のチャンスにすらなりうるのだ。

赤木の戦争待望論ともいえるべき主張を右傾化した若者の暴論ととることもできよう。しかし、ここで強調したいのは戦争にしか希望を見出すことのできない若者の悲惨な状況である。ここでは単なる豊かな若者とそうでない若者という格差の問題としてではなく貧困の問題として若年層をとらえる必要があることを示しているのではないか。所得格差については、努力した人が報われるべきであり、一定の格差は受容されるべきであるという見方もある。しかしながら、最低生活水準より低い所得水準の人が増加すること、すなわち貧困者の増大は積極的に受容することはできないであろう。貧困は社会にとって「あってはならない」ものなのである。ワーキングプアやフリーター、ニートといった言葉の登場により若者の生活の不安定さは周知のところとなったが、実際すべての若者にそのリスクが降りかかるわけではない。むしろ、一部の特定の要素や階層をもった若者にそのリスクは集中している。しかしながら、その救済としての社会保障は若者への視点は弱く、有効性は低い。このような一部の人間に不利益を押し付ける「平和な」社会に私自身組み込まれていくことに一種の疑問を感じ、今回のテーマを選んだ。

本稿においてはまず、第一章において若年層における貧困の実態を先行研究を用いて把握していく。加えてそれらの現状に対して日本の社会保障は若年層の貧困に対して対応しているのかという視点から日本型社会保障制度の仕組みについて考察する。続いて第二章においては貧困のリスクにさらされる若者はどのような若者に多いのかということを経済・教育という成育過程に遡って考えていく。近年わが国においても若者の生活不安を受けて、若者の自立支援施策が開始されているが、雇用対策等も断片的なものにとどまっている。それは現在の社会経済の構造上、最も弱い立場におかれる若者は誰なのかという視点が弱いからであると考えられる。ゆえに最も不利な極にいる若者に焦点を当て、彼らの置かれた状況を明確にすることで、対応策の足がかりとなると考える。第三章では若者と労働の関係について論じていく。周知の事実ではあるが、昨今の失業率の上昇、フリーター、

ワーキングプアといったような若者の生活の不安定さは相次ぐ社会経済状況の変化に伴う、若年労働市場の縮小によるところが大きい。このような日本型雇用の解体ともいべき現象において、おもに非正規雇用の問題を取り上げたい。最後に第四章においてはそれまでにみてきたことをふまえて、若者が社会資源にアクセスできない状態にあり、社会生活上も孤立し、周辺化する現象を社会的排除の一つととらえ、この状態に陥ることを防ぎ、社会的に若者を包摂していくための移行政策を考えていきたい。若者の社会的包摂とは地域社会を構成する一員として日常生活を営むことができるようになることであり、政治、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する足がかりを作ることである。そのために今回はそれまでの議論を踏まえ、若年雇用政策を中心に考察していく。これらの支援策の考察が本稿の最終的な目的となる。

1. 若者の貧困と社会保障

1. 1 若者・貧困の定義

本文に入る前に本稿で扱う「若者」の定義について述べておく必要があるだろう。「若者」や「若年層」を対象とした研究等では15歳–34歳などを若者としてとらえているものが多い。本稿においてもそれらの統計等に基づいて論を進めていく。しかし、単に年齢で区切るだけではなく、その個人が置かれている状況から若者を定義することもできるように思う。たとえ年齢的には「大人」であっても、無業者や不安定労働の従事者であったり、親への依存がなくては自活できなかつたり、といった大人になりきれない若者像がそこにはある。それは単に社会的責任を果たさないのではなく、果たすことのできない、あるいは果たすための資源を社会から提供されていないにもかかわらず、大人になる、自立といったプレッシャーを日々受け続ける若者像なのではないかと思う。本稿ではこのような社会において要求される能力・経験・生産性などを持っていない、持つことができない存在を広く「若者」と定義し考察していきたい。

続いて、「貧困」の概念にも説明を加えておきたい。貧困は経済的な欠乏状態であり、社会にとって「あってはならない状態」である。しかしながら、その「あってはならない状態」の境界をどこに設定するかというのは、価値基準によって大きく異なっている。明日の生活にも困る状態が「貧困」なのか、日々の生活は何とか維持できるものの周囲の生活水準と比べて著しく劣った生活をしていることが「貧困」なのか、貧困のとらえ方によって全く異なってくる。ゆえに貧困を単純に増えた、減ったで語ることは難しく、絶対的、相対的な基準を考慮して貧困というものを推し量っていく必要がある。ただ、経済的指標だけで貧困というものをとらえるだけでは十分でないように思える。単に経済的な欠乏というだけでなく、社会標準的な生活から排除され、そのような生活をするための資源にアクセスすることができないような状態もまた貧困としてとらえることができる。湯浅(2008)によれば貧困とは“溜め”のない状態だという。“溜め”には、外からの衝撃を吸収する働きとエネルギー源としての働きがあり、金銭や人間関係、精神的つながりなどが“溜め”

にあたる。具体的には、家族や教育、雇用、そして社会保障などである。このような機能から排除されてしまうと人は貧困に陥る可能性が限りなく高くなるし、特にこれといった生産手段を持っていない若者にとってはなおのことである。ゆえにこの“溜め”の弱化、ひいては喪失の状態を貧困と定義し、若者の“溜め”に着目しながら若年層の貧困問題について考えていきたい。

1. 2 若者は貧困化したか

1. 2. 1 貧困ラインの若者

赤木が主張したように不安定な生活を強いられる若者は実感として増えており、多数の著書からも若者の深刻な状況の具体的な事例を垣間見ることができる。加えて統計的な研究も進んでおり、若年層における低所得・貧困の実態が明らかになっている。本節ではその先行研究を紹介し、あるべき社会的包摂策を考えるきっかけとする。前節で示したように貧困は様々な角度から測る必要がある。

まず、貧困のラインを可処分所得の中央値の 50%に設定し、若年層の貧困を相対的に捉えることとする。[表 1-1]は所得再分配調査をもとに橘木・浦河（2006）が計算し、95年から01年までの世帯類型別、世帯主年齢階級別の貧困ライン以下の指標の推移を示したものである。高齢者単身世帯や母子世帯の貧困率の高さも目を見張るものがあるが、貧困率の上昇という観点からみると29歳以下の若年世帯において貧困レベルが相当上昇していることがわかる。単身世帯の貧困率も同様に上昇しているが、これは単身者において若年者の占める割合が大きいことが背景にあると思われる。01年の貧困率は25.9%と65歳-69歳の階層を上回るレベルである。

若年層・世帯における貧困は親世代の経済援助によって深刻化を凌げる側面がある。とはいえ、所得再分配調査では親や親戚からの「仕送り」によって得た収入も含んだ所得によって貧困世帯が定義されており、その上で貧困ラインを割っている若年世帯が01年で約4分の1も存在していることを強調しておく必要がある。また一方で親も貧困で援助など全く当てにならない若年世帯も親世代の統計などを見ても多く存在していると考えられる。つまり、世代間で「貧困の移転」が生じている可能性がある。これらの親世代との関係については次章で詳しく触れていきたい。

1. 2. 2 ワーキングプア・ボーダーラインの若者

駒村（2007）は生活保護が定める最低生活費を基準に、認定所得が最低生活費を下回る世帯（ワーキングプア・ボーダーライン層世帯）とし、低所得世帯率を推計している。国が定めた健康で文化的な生活を送るために定められた水準を下回っているわけであるから、ここでの統計は絶対的な貧困の増減を示している。ここで行われた推計方法はまず最低生活費を、

$$\text{最低生活費} = \text{生活扶助費} + \text{各種加算額}$$

と設定している。ここでの生活扶助費とは生活保護制度の中心となる現金給付であり、食費や衣類など家族一人一人の費用と、光熱費や家具など家族全体で使う費用である。それに高齢加算や母子・父子加算、児童養育加算などの各種加算を加えて生活扶助費を算出し

ている。また、認定所得に関しては、

$$\text{認定所得} = \text{年間所得} - \text{所得税} - \text{社会保険料} - \text{各種控除}$$

としている。このような定義で、認定所得<最低生活費、となる単身・普通世帯別の年齢別の動向はそれぞれ[図1-1]、[図1-2]のようになる。ここでは84年と99年を取り上げている。これをみると84年と比較して、99年は2倍近くワーキングプア・ボーダーライン層が上昇していることが確認できる。また、年齢別においては30歳までの若い単身世帯の貧困率の上昇が顕著であることが分かる。20-24歳では、単身世帯の20~30%、一般世帯の15%が低所得世帯である。25歳~29歳でも、単身世帯の5~15%、一般世帯の10%が低所得である。また、25歳~29歳を就業状況別にみると、求職及び非就業世帯の40%近くが低所得世帯となっている。このように働いていても最低限の生活水準に必要な所得を得ることができない若者の存在は明らかであり、絶対的な貧困の基準からみても若者の間で貧困という現象は進んでいるといえる。

1. 2. 3 パネル調査による貧困分析

貧困はそれが一時的なものなのか固定的なものなのかによってその様態は全く異なってくる。そのような背景から時系列的に貧困の動態を探る分析が進んでいる。岩田(2007)はパネル分析とよばれる方法で貧困リスクを明らかにしてきた。この調査は1993年までに24-34歳までであった女性1500名を対象とするもので、その後現在まで調査が継続されている。ここでは1994年-2002年(調査時年齢25歳-35歳)の9年間における集団の貧困の動態を見ていく。貧困の経験はその女性がそれぞれの時点で属していた世帯の年収が生活保護基準を用いた貧困ラインに対してどのくらいの倍率かで測られている。そこで貧困とみなされるのは貧困ラインを1とすると、1未満の倍率の場合である。パネル調査を見る前に単年ごとの貧困ライン1未満の倍率の世帯割合を見てみると94年時点では8.4%であるが、その後拡大しており、97年は10.5%、98年は12.2%、99年は14.3%、00年は14.5%、01年は16.0%、02年は若干落ちて15%である。特に97年から01年にかけて貧困が高まっていることが分かる。

本題の9年間におけるパネル分析を見てみる。9年間の貧困倍率の動きを対象者ごとに確かめていくとその貧困経験は、次の四つのタイプに分けられる。

- 1、9年間ずっと貧困ライン1未満の倍率で過ごしてきた人々(持続貧困)
- 2、9年間で一度は1未満になったことがあり、なおかつ9年間の平均倍率が1未満でおおむね貧困ライン以下にいた人々(慢性貧困)
- 3、同じく一度は1未満になったことがあるが、9年間の平均倍率が1以上でおおむね貧困ライン以上だった人々(一時貧困)
- 4、9年間一度も1未満になったことがない人々(安定)

調査結果をこの4つで分類すると、分類の1-3の人々を貧困経験層とすると9年間のうちに35%の女性が一度は貧困を経験していることが分かった。そのなかで先ほど見た貧困分類において1と2(持続貧困と慢性貧困)という固定化した貧困経験を持つ人は7.8%ほどである。また、継続調査においては新たに他の集団(調査時点で26-31歳)も加えて近年(2003-2005年)の貧困の固定化に関する推察を行っている。それによれば実に約40%

の人が貧困を経験し、持続・慢性的に貧困に陥っている人は約 2 割に及び、増加しているのである。

このように近年において貧困を経験する若者が増えており、その貧困が固定化しやすくなっているという現状があることが分かった。ただ、本調査対象は女性のみであり、男性は含まれていない。ゆえに今後は男性や他の世代と比較などにより包括的なパネル調査により貧困の固定化の現状がさらに明らかにされることが望まれる。

これまで三つの基準で若年層における貧困の実態を先行研究からみてきたが、やはり統計上においても若者の間に貧困が広がっているのは明らかなことであるといえよう。次節からはこのような若者の貧困の拡大に伴い、従来の日本における社会保障制度・セーフティネットがどのように対応してきたか、はたしてそれが充分だと言えるのかということに関して考えていく。

1. 3 日本型社会保障の特徴と弊害

前節でみた若者の間に広がる貧困の是正にまず期待が置かれるのは社会保障である。しかし、わが国の社会保障の若者に対する視点は非常に脆弱であり、むしろ社会保障がその貧困を固定化している言わざるを得ない状況がある。宮本（2009）は戦後以来の日本型社会保障制度の特徴を以下の点で説明している。

第一に日本の社会保障の支出は小さかったということである。社会保障・福祉支出の指標である OECD の社会的支出の大きさを見ると 1990 年末までは先進工業国の中では最低の水準であった。2005 年の数値では 18.6%と小さな国家の代表であるアメリカは超えたものの 25%を超える西欧諸国には及んでいない。

第二に日本においてはこの少ない社会保障の支出に代えて、雇用を実質的に保証することによって貧困や格差を抑制してきたという背景がある。雇用の保証は護送船団方式の行政指導による大企業の長期雇用慣行、土建業界を支える公共事業、零細な流通業や中小企業の保護政策など所管官庁が企業や業界を保護することによって実現されていた。実際、各国の格差の大きさを示すジニ計数をみても社会保障による再分配の効果は薄いものの、再分配前のジニ計数が各国に比べて相対的に小さい。つまり、雇用を行き渡らせることで、所得が著しく低い世帯が抑制されていたことが分かる。雇用保証の主な対象である男性稼ぎ主への賃金は家族の扶養を想定した家族賃金として支払われ、手厚い企業福祉も充実した。一方で少ない社会的支出のため、保育や介護などといった視点は弱く、家族、主に妻が担うことが期待されていた。

第三に現役世代の福祉は企業と家族によって担われていたために、社会保障の対象は企業や家族の力の弱まる高齢期に集中したということである。実際日本の社会保障の内訳は、年金や高齢者医療に集中している。社会的支出のうち現金給付の部分を高齢者のための支出（年金と遺族関連支出）と現役世代に対する支出に分けて比較すると 2003 年の GDP 比で高齢者向けが 8.2%で現役世代向けが 1.5%である。OECD の平均では高齢者向けの 7.1%、現役世代向けが 4.8%であるから、日本における高齢者向け支出の比重の高さ、及び現役世代向け比重の低さがうかがえる。たとえば現役世代向けの支出の中の積極的労働市場政策への公的支出は、GDP 比で 0.3%と OECD 平均の半分ほどである。積極低労働政策は職業

訓練、職業紹介、カウンセリングなどの積極的に仕事に就かせる、社会に参加させるための政策であり、日本は失業者の増大にもかかわらずこのような支出が乏しいことが分かる。当然ながらこの現役世代の中には若年世代も含まれており、若者に対する支援が非常に乏しい日本の現状が窺い知れる。

ここまででみた特徴を総合してみると、日本の社会保障は完全雇用を前提とした制度であったということであり、その雇用から享受される賃金や企業福祉によって家族の生活は支えられていた。働きさえすれば原則的に貧困に陥ることはなく、社会保障は不意の病気やけがなどによって雇用の継続が困難な場合にサポートするといった程度で事足りた。当然ながら、就労が可能で生気に満ちた存在とされていた若者は社会保障の対象となることはなかった。また、完全雇用を実現のために雇用の維持に社会的支出が割かれたため、教育、介護といった社会サービスは抑制されその代わりに、家族福祉として家族が担うことが期待されていた。しかしながら、近年においてはこの日本型社会保障が成り立つために必要であった雇用・家族という前提が揺らぎ始めており、特に若者の間に大きな影響を与えているのだ。

2. 若者と家族

2. 1 誰が貧困になるのか

いままでみたような貧困に陥る、あるいはそのリスクにさらされ、社会保障からも守られることのない若者は果たしてどのような若者に多いのだろうか。前章でみたように現代においては一度貧困に陥るとそこから抜け出すことが非常に困難であり、社会保障はそこからの脱却のための頼りにはならず、貧困は固定化する。若者の貧困は若いうちの良い経験では済まされず、一度も包摂されることなく社会にのっけから排除される若年層問題の深刻さは他世代と比較しても際立っているように私には思える。もし、そのような貧困のリスクが一部の人間に押し付けられているとすれば、それは許されないことであり、社会が是正していく必要がある。前章での湯浅の貧困の概念でも見たように、家族、教育といった段階はその後の人生に大きく影響し、このような初期段階から排除されてしまうと、貧困に陥るリスクは大きくなる。また当然生まれる親を選ぶことはできないし、教育はその親やその所得階層によって大きく変化する。生育段階において家族から豊かなサポートを得られ、十分な教育を受けてきた若者とそうでない若者とでは貧困や不安定な生活を将来強いられるリスクは明らかに異なるだろう。そのようなことから本章では若者の成育過程、家族・教育の関係から若年層の貧困の実態を探っていきたい。

2. 2 若者の貧困はなぜ見えにくいのか

実感としても若年層の貧困は増加していたにもかかわらず、日本においてはあまり若者の貧困は認識されてこなかったといっている。それは日本が前章でも見たように社会制度

的に、また規範的にも家族が若者に対する責任を果たすことが前提とされている社会であることと密接に関係している。20-30代未婚者の親との同居率は7割に達している。若者の経済状態は親と不分離の状態にあり、大規模な調査では若者が単身で生活するか、結婚して家庭を持たない限り、若者自身の所得等を把握することは困難である。ゆえに前章でみた若者の貧困に関する統計も決して十分に実態を把握しているとは言い難い。単独生活者に限って見ると収入・支出ともに年々減少している。また、親との同居者の収入水準は単独世帯者よりも低くなっている。このことから、経済的にみて一人暮らしでは自活できないから親元にとどまっている若者が多いということが予想できるが、その経済状態と生活実態は統計等では見えてこないのが現状である(宮本:2009)。ただ、親との同居者の収入水準は単独世帯より低いにもかかわらず、先に見た駒村の調査においては単身世帯の若者の方が普通世帯の若者より貧困率が高いことを見ると親の扶養を受けなければ貧困状態に陥る若者は確実に増えているように思える。

若者にとって親・家族は前章の本稿での貧困を定義する際に見た、“溜め”にあたる。日本のように未婚者の7割が親と同居しているような社会においては非常に重要な“溜め”を担保しているといえよう。このことは逆にいえば、親という“溜め”をもたない若者の存在が捨象されてしまうことや、親の庇護化にあることで本質的な貧困の実態が隠されてしまい社会的課題として若者の貧困が挙がらないという問題を抱えることになる。ゆえに若者の貧困は親子間の関係に関しても考慮する必要がある。近年の若者の貧困は社会階層や若者の属性により異なるため、親との関係を見ることでもっとも困難な状況におかれた若者を把握することができると思う。

2. 3 長期化する移行期と家族機能の衰退

現代において若者の家庭・教育課程から社会・労働市場への移行期間は長期化した。かつてはほとんどが十代のうちに就職し、若いうちに親元を離れることが当たり前であった。しかし、大学進学率が50%を超えたことからわかるように若者が社会に出て、自立するまでの期限は延長されるようになった。それは社会的責任・義務を免除された「自由で豊かな若者」を生んだ一方で、その移行期を支えることのできない家族の困難が顕在化した。このような若者間での格差は貧困と大きく相関関係があると言っている。そもそも近年の進学率の上昇の理由はある程度学歴が高くなければ社会標準的な生活を維持できないという背景がある。就業構造基礎調査の再集計結果によれば、就業状態は、学歴や家庭の所得階層によって、明確に階層構造化されている。フリーター・失業者(求職活動をしている無職者)、求職活動をしていない無業者(いわゆるニート)の順に低学歴で低所得出身者の割合が高くなり、その傾向は過去十年間でより明確になっている(小杉:2005)。日本教育学会が実施した若年パネル調査によれば、正社員の比率は学歴と比例し、男性の正社員比率は、普通高校卒で50%、高卒未満では32%。女性の場合はそれぞれ26%、7.1%である(乾:2008)。次章において詳しく見るが、国際的にみても正規雇用と非正規雇用の格差がきわめて大きい日本においては、学歴による正規・非正規割合の差は、そのまま社会的格差を意味することになり、貧困に陥るリスクもそれに比例する。

このように昨今の学歴社会において高い学歴を獲得することは貧困リスクを回避するた

めに必須の条件になっている。そして、その高い学歴を獲得するには教育投資が必要であり、社会サービスの乏しいわが国においては親・家族がその大部分を担うことが期待されている。しかしながら、現状において高等教育を受けるための費用は高騰を続けている一方で、近年においては格差や貧困といった問題が全世代的に広がっており、親・家族の若者を支える力が低下している。第一章でみた[表 1-1]の貧困ラインの統計をみても親世代にも貧困が広がっていることが分かる。また、親世代（50-59歳）の平均年収を見ても、1996年からすると2005年には150万円ほど減少している。そのため親の所得、教育投資にかけられる費用、教育に対する価値観などによって十分な教育を受け、高い学歴を得る機会に恵まれるかどうか左右されることになる。いわゆる若者間での機会の格差の問題であり、それが結果の格差へとつながり、ひいては貧困のリスクに転嫁しうる。日本においては低い階層出身者が早期に学校を離れ、低い学歴で労働市場に参入し、安定した雇用からはじかれる傾向が明白となっている。このような階層化という現実をみるため次節では親と子の職業の関係から若者の間に階層の固定化進んでいる現実を見ていきたい。

2. 4 若者の階層化と貧困

佐藤（2000）は父親の職業が息子の職業を決定する程度を問題にする「社会移動」に関して、職業を通して階層の世代間移動がどの程度であったかを分析している。その中で父親と息子の職業を比較すると、子供が父親の職業を受け継ぐ確率が高いという現状を示した。特に父親が上層ホワイトカラー（管理職と専門職の雇用者）の職に就いていれば、息子が同じく上層ホワイトカラーの職に就く可能性が高くなり、開放性が減少している。実際、ホワイトカラーの息子の方がブルーカラーの息子よりホワイトカラー労働に就ける割合は8倍ほど高い。このように社会移動は困難であり、親によって子どもの将来が左右されてしまうという現実がある。もちろんブルーカラー労働が「よい」労働ではないと言っているわけではないし、ただちに貧困に陥るというわけではない。ただ、両者の所得格差やブルーカラー労働は不安定な非正規雇用にアウトソースされやすいことを考慮すれば、ブルーカラー労働が相対的に不安定な労働であり、貧困に陥るリスクが高いと言わざるを得ない。このような統計をみる限り、低い階層出身者の若者は圧倒的に不利をこうむる。スタートラインからかなりの差が付いてしまっている状況においては、もはや本人の努力や責任の問題で済むものではなく、構造的な問題であることは明らかである。

本章で見てきたように現代において若者が家族という存在に依存的である状況やそれに付随して高学歴社会における低学歴問題や階層化の問題等を見る限り若者の貧困は学卒後に始まるのではなく、家庭内及び学校教育段階で始まっていることに注意が必要であることが分かる。これらの背景は、繰り返しになるが、若者への社会的支出が低く抑えられ、その代わりに家族が担うことを前提とした制度設計であるからである。貧困問題は一般的に景気の回復等により改善するという見方もある。もちろんそのような一面を否定することはできないが本章でみたように若者の成育過程に遡ってみてみると、経済的な要因だけでは回収できない問題がある。ゆえにより不利な状況にある若者に対象を絞った、例えば低所得家庭出身の若者が多くの公的経済支援を利用できること、など綿密な配慮が必要である。

3. 若者と労働

3. 1 労働社会における若者

現代において生活を維持していくためには基本的に自身の労働力を売ることによって所得を得ることが必要である。いくら社会が豊かになったといっても大多数の人が働かなければ生きていけないという構図は変わってはいない。とかく社会・労働市場に出たばかりの若者は生活を維持するに足る技術や経験、生産性を持ってはおらず、労働社会の中では非常に不安定な存在であるといえる。ゆえに、日本においてもこれまで新卒採用を慣行化し、新規学卒者をスムーズに労働市場に入れ、OJT と呼ばれる企業内訓練を手厚く行うことで若者に生産性を身につけさせ一人前の「大人」にさせる仕組みを作り上げてきた。この仕組みは少なからず若者の自由を束縛するものではあったが、高い就業率の達成と右肩上がりの経済成長により多くの若者が社会に包摂される機会を創出してきた。そのような仕組みは前章でみた成育過程における若者間の不平等を覆い隠し、貧困のリスクを抑える役割を果たしてきたといえる。しかし、近年のいわゆるグローバル化および脱工業化といった社会経済状況の変化により安定した持続的雇用は崩れつつあり、その影響が特に若年層の労働市場において失業及び正規雇用の非正規雇用への置き換えなどの形となって表れている。昨今の若者の貧困の顕在化はこのような雇用状況の変化によるところがやはり大きいだろう。本章では労働市場の動向、主に非正規労働市場の発達という点に着目し、その若者への影響を考察する。

3. 2 若年労働市場の現状

果たして現在の若年労働市場は過去と比べてどの程度変化しているだろうか。まず、若者の失業率の推移であるが、総務省の労働力調査を用いて 95 年 - 01 年にかけての完全失業率をみると 15 - 19 歳で 8.2%から 12.2%、20 - 24 歳で 5.7%から 9.0%、25 - 29 歳で 4.3%から 6.7%と、若年層の間で急激な失業率の上昇があったことがわかる。政府統計の完全失業者には、職探しの厳しさに求職活動を諦めた人は含まれないため、実質的な潜在失業率はさらに高いことが予想できる。

次に若年層を中心に起こった正規雇用から非正規雇用への置き換えという現象から推察していきたい。非正規雇用はパート、アルバイト、契約・派遣社員など期間を定めた短期契約で職員を雇う雇用形態であり、後で詳しく見るが正規雇用と比べて雇用の安定性はもちろん、賃金や待遇の面で劣る場合が多く、若者間の貧困の拡大に大きく影響していると考えられる。1985 年から近年までの 15 - 24 歳までの学卒者の正規労働者数の推移を示した労働力調査のデータをみると 93・94 年においては男性・女性ともに 250 万人から 300 万人いたのが、2005 年には 150 万人を切っている。比率で見ても正規雇用が雇用労働者の 90%以上だったものが、男性で 70%台、女性で 60%台というところまで減少している。10 年の間で男女合わせて 15 - 24 歳の正規雇用者が約 310 万人減少しており、全体の正規雇用者の減少数が 472 万人であることを考えるといかに正規雇用者数の減少という現象が若者

の間で顕著であるかが分かる。一方で、正規雇用数の減少とは対照的に非在学の若者の失業と非正規雇用を合わせた数は 95 年あたりから急激に上昇している。15-24 歳の若者における無業と非正規雇用の非在学人口比の推移をみると、やはり正規雇用の減少に伴い 95 年ごろから上昇しているのが分かる[図 3-3]。90 年代初期まで、男性が二割弱、女性が三割弱だったものが、2002 年以降は高止まりして、男性で 44%、女性で 55%程度になっている。これらを見る限り、若者の間で雇用の不安定化が生じ、それが貧困へとつながってしまうという構図は明らかである。特にそれは近年の規制緩和の波による、フリーター等の非正規雇用の増加という点に顕著であるように思う。そもそも非正規労働市場は日本においてどのように発達したのであろうか。

もともと非正規労働市場は家計を補完するための労働市場として発達し、待遇や賃金も低く抑えられていたという背景がある。第一章でみたように日本の社会保障は主に男性稼ぎ主の雇用を保証することで成り立っており、教育や住宅といった費用に対する公的支援は弱い。多くの家計では住宅ローンや教育費がかさみ、男性稼ぎ主の給与だけでは十分ではなくなった。ゆえに主婦や学生といった存在がパート労働やアルバイトに出る必要があった。しかしながら、税制や社会保険は男性稼ぎ主が妻や子を扶養することを想定しているため、所得が一定水準を超えてしまうと、税制上の控除の対象外となったり、保険料の拠出を求められたりすることになる。このような形で日本の非正規労働市場の低賃金構造が生み出された。そして近年起こっているのは、本来は男性稼ぎ主の所得を補完するための雇用条件が、家計の主な担い手としての雇用条件となっているということである。それはグローバル化する経済競争と技術革新により雇用調整が進み、それに合わせて法改正が行われていったためである。それにより若者をはじめとする現役世代は低所得・貧困のリスクに直面することとなり、十分な支援を受けることなく、むき出しのリスクにさらすこととなるのである。

3. 3 不安定雇用如若者が就くという意味

3. 3. 1 待遇の格差

このように若者間において雇用の非正規化が進んでいる中で、非正規雇用に就くということは現代においてどのような意味、影響をもたらしているのだろうか。まず、収入、待遇といった面で正規雇用と比べて明らかに劣る。雇用形態別の年収額の比較では、正規雇用で就くのと、就かないのでは所得に大きな差が生じることが分かる。[図 3-4]の雇用形態による賃金カーブの違いを見ると正社員、特に男性の場合、年齢が上がるにつれて順調に賃金が上昇し 50 歳代でピークを迎えるのに対して、非正社員では 30 歳代以降ほぼ賃金は変わらない。もちろん、非正規雇用の賃金水準が直接貧困につながるとは言いきれない。しかし、年功賃金では若年期は少ない賃金ではあっても、年齢を重ねるにつれ賃金が上がり、手厚い企業福祉の存在により子どもの教育費や住宅ローンに対応できた。つまり、正社員であれば、人生設計を立てることが比較的容易なのである。ところが、非正社員では、30 歳代以降も正社員の 20 歳代後半レベルに止まり、中年期以降の出費の増大に対応が難しくなり、人生設計を立てにくくなる。

就業形態の違いは就業時間にも反映している。近年若者の中で週当たりの就業時間が「35

時間未満」および「60 時間以上」の者がそれぞれ漸増している。「35 時間未満」は、若者の非正規化を反映して低年齢層に多く、20-24 歳で男性 22.5%、女性 27.6%と高くなっている。一方男性の場合「60 時間以上」という長時間労働も 30-34 歳で 22.7%と正社員の働きすぎの現状も見て取れる。しかし、非生雇用者の若者が必ずしも短時間労働に従事しているというわけでもない。雇用形態別に週当たりの就業時間をみると、男性フリーターにおいて 25-29 歳において 39.1 時間と法定労働時間にほぼ等しい水準に達している(掘：2007：10)。昨今の若年労働市場における長時間労働に耐える正社員と正社員並みに働く非正規雇用者が共存する構図がここから垣間見られる。

加えて、前節でみたように非正規労働は家計を補完する形の労働として位置づけられていたため多くの非正規雇用者が社会保障・年金制度の対象となっていない。2003 年の厚生労働省の調査によると、ほぼすべての正規雇用者が社会保障制度(雇用保険、厚生年金、健康保険)の対象であった。しかし、厚生年金と健康保険の対象となる非正規雇用者は半分にすぎず、失業保険の対象となるものも 3分の2にとどまっているのである。

3. 3. 2 固定化する不安定雇用

非正規雇用は職業・技能訓練といったという視点から見てもその訓練等を享受する機会は乏しく、それが若者をさらに不利な状況に追いやっていると見える。非正規労働の中には単純労働のような技能訓練等を必要としない労働も多く、職場でのスキルアップといったことも難しい。職場外の訓練においても 2005 年度に日本の企業の 72%が正規雇用者に訓練機会を提供していた一方で、非正規雇用者に対しては 38%ほどしか同様の訓練を提供していなかった(OECD：2009)。そして、それに伴い問題となるのが非正規雇用として入職するとその地位が固定化してしまうということである。[表 3-2]は労働政策研究・研修機構(2006)の調査に基づき若者(18-29 歳)が卒業から経験する典型的なキャリアパスを学歴別にまとめている。後期中等教育学校の卒業生(主に高卒生)の最も典型的なパスは「非正規の仕事の継続」である。一方、大学や短大、専門学校等の卒業生は「正規の仕事に留まること」が典型的である。労働市場に非正規で参入、あるいは無業の若者が平均 4・5 年後に正規雇用就けた割合は男性で 14%、女性で 8%にすぎない。このように日本においては若者の長期的な雇用上の地位が卒業時に決定されやすく、特に非正規雇用者は継続した労働の中で職業上の能力を磨いていくという伝統的な雇用慣行に当てはまらずその地位は固定化してしまう。労働市場の二重構造が拡大していき、正規雇用と非正規雇用の溝がますます深まっていくことで多くの若者が不安定な非正規雇用を転々としたり、仕事と失業を繰り返したりする傾向は強まっている。さらに、多くの日本企業は伝統的に新卒一括採用を通して採用を行ってきた。この慣習ため卒業後の採用過程に後で参入することが困難になり、初職が正規の仕事ではない若者をスティグマ化し、不安定な仕事に固定化せざるを得ない状況を生み出している。第 1 章のパネル調査で貧困の固定化が進んでいる現状を見たが、このような不安定雇用の固定化という現象が背景にあるのは明らかだろう。

加えて、これは昨今の「ニート」といった存在の問題とも関連している。「ニート」はことさら「働く意欲のない若者」としてとらえられがちである。しかし、実際は安定した就業機会が不足する中で働くことができない、あるいは不安定な生活を続ける中で働く意欲

を失ってしまった若者の存在が相当数いることが指摘されている（本田：2006）。ゆえにフリーターをはじめとする非正規雇用の問題とニートといった問題は雇用の不安定化に大きく関連しているという点で連続性があるといえる。

このような非正規雇用の問題を見る限り現代において「働いていること」は生活を維持していくための十分条件とはなっていない。にもかかわらず、現在に至っても日本の社会保障等の施策は働いていれば貧困に陥ることはないという前提に立ち、「就労している」貧困層、あるいは「就労可能な」貧困層を排除している。「ワーキングプア」といった存在の拡大に見られるように働いていても不安定な生活を強いられたり、その不安定な生活から就労を持続することが困難になったりする若者は確実に増加している。ゆえに今後は労働問題と貧困問題をいかに結び付けて若者の支援につなげていくかということが重要であることは明らかである。

4. 若者の社会的包摂へ向けて

4. 1 若者支援の方向性

これまで第一章においては若者の生活の不安定さの拡大とその対応が遅れている日本における社会保障制度の現状を、2・3章においてはこれらの若者の貧困というべき状況が現代社会の構造的な問題が背景にあるという視点に立ち、家族、教育および雇用という視点から不利な状況におかれる若者の立場を考察してきた。それらを総括すれば貧困リスクを負う若者は低い社会階層や何らかの問題を抱えている家族の出身者である場合が多く、人生初期から家族福祉や教育から排除されてしまう。それが若者の低学歴につながり、ことさら高学歴社会においては労働市場で不利をこうむりやすい。ただ、これまでであればそのような状態であっても働いてさえいれば生活を維持できる可能性は十分に高かったのであるが、近年の経済状況、雇用環境の大きな変化により、働いても最低生活水準を満たすことのできない状況が生まれている。特にその傾向は若者の間で顕著になっており、社会保障も対応の遅れもあいまって、そのような存在を捨象してしまっている。社会階層→教育→労働市場といった流れの中でそれぞれの移行期において齟齬をきたしており、若者が排除されやすい状況は明白である。不利な条件のもとで育った若者が労働市場においてももっとも不利な立場に立たされ、所得以外にも生活の質や将来の展望といった面からも排除されているのである。つまり、若者の間に広がる貧困が決して一時非常に蔓延していた若者の自己責任論に求められるものではなく、やはり社会構造的な問題と密接にかかわっているといえる。ゆえにこれらの状況から脱却するための資源に若者がアクセスできるようになり社会的に包摂されることが可能になる施策を検討する必要がある。

これまで見てきた若者の状況から考えうる方向性としては次のようになる。第一に家族への依存・親による扶養から公的に支援された自立へ転換することである。親の所得・資産に関わらない社会保障の権利・義務関係を設定し、若者の離家、自立を可能にする。第二に安定した仕事への移行が困難な状態でも、キャリア形成を可能にすることである。機

会の平等をできうる限り担保し、高校・専門学校での就学を教育費と生活費の面で公的に支えていくことなどである。最後に安定した仕事の提供である。労働者としての権利が保護され、暮らすに足る収入を得、適切な福利厚生が与えられ、生産的で働きがいのある仕事を確保、あるいは創出していく。また、こうした仕事に就けないでいる若者の状態を失業、ひいては貧困の問題として深刻にとらえ、各種機関との連携を通して生活・自立支援を確立していく。

近年、日本においても若者の生活不安を受けて雇用政策を中心とした自立支援が行われている。やはり若者の社会的包摂といったとき大きな軸となるのは雇用政策だと考える。次節から先に見た若者の社会的包摂策の方向性から現在行われている雇用政策の課題、問題点を指摘し、具体的な若者の自立支援・社会的包摂政策を考察していきたい。

4. 2 日本における若年者雇用政策の現状と課題

現在の日本における若年者雇用政策はとりわけ「移行期」に焦点をあてたものとなっている。それは大きく分けて「学校から職場への移行」、「不安定雇用から安定雇用への移行」、「無業から有業への移行」という部分から成り立っているといえる（樋口：2007）。

「学校から職場への移行」についてはキャリア教育の推進、インターンシップの実施、新卒者向けの就業相談やセミナーの充実など教育体制の再編がみられる。文部科学省の「職業体験・インターンシップ」事業は2005年時点で公立中学校の約9割で実施され、厚生労働省においても、企業人を学校に派遣する「キャリア探索プログラム」、中学校や高校新卒者向けの「若年者ジョブサポーターの」設置、大学生の就職を扱う「学生職業センター」などの事業が展開されている。

「不安定雇用から安定雇用への移行」については2005年から「フリーター20万人常用雇用化プラン」が掲げられ、失業者やフリーターの就業支援が図られている。一定期間の試験的雇用を通じて事業者と若年求職者の適正なマッチングを促すため事業者に奨励金を付与する「トライアル雇用」、公共能力開発施設や民間専修学校が実践的訓練を行う「日本版デュアルシステム」、地方自治体・地元企業・学校などが連携して地域の雇用ニーズに対応した柔軟な職業相談サービスを提供する「ジョブカフェ」、など、不安定雇用からの離脱は若年者雇用政策の要となっている。

最後に近年の若年無業者の存在の増加により「無業から有業への移行」にも光が当てられている。地域ごとに若者の様々なニーズに対応する包括的な相談機関として「地域若者サポートステーション」が設置される一方、3か月の合宿形式による生活訓練、就労体験によって長期にわたる無業から労働市場への移行を目指す「若者自立塾」も開設された。

このように若者の生活・雇用不安を受けて若年雇用政策という形で政策課題の俎上に上り、問題の解決に動き出しつつある状況は見て取れる。しかしながら、これまで本稿で見てきた不利な状況におかれる若者という立場に立てばこれらには大きな課題があるともいえる。

まず、第一の課題としてこれらの若年者雇用政策において十分にサービスの供給が保証できる環境にあるのかという点である。第一章において触れたように若者に対する社会的支出は脆弱であり、ましてや若年者雇用政策に割かれる支出は非常に微々たるものである。

第二に、既存の若年者雇用政策においてはフリーターや15-34歳の非就業者をほとんど区別なく対象としている。しかしながら、第二章で見たように親の社会・所得階層によって若者の貧困のリスクがまったく異なる。若者の貧困の様相が本人の置かれている環境によって大きく異なっており、均一的な支援ではより不利な立場にある若者を捨象してしまう可能性がある。ゆえに若者を一緒にした自立支援ではなく、若者の置かれている状況ごとに対象者を絞り込み、特定のニーズに対応していく施策が必要である。

最後にあげられる課題としては現在の若者支援においてはもっぱら「移行」に焦点が当てられており、その一方で移行したのちの「定着」に関する配慮があまりなされていない。若者が生活の不安定さから脱却するためには持続的な雇用に就くことが不可欠である。

このように現状の若年者雇用政策では不利な立場にある若者に対して有効性を持たず、さらに不利な状況へ排除してしまうような施策も見られる。それは若年者雇用政策全体を通していえることだが、社会の側ではなく、若者の側を「変える」ことで社会的包摂、若者自立を実現させようとする意図があるからのように思える。もちろん若者の職業能力・技術の向上は非常に重要であるが、それ以前にそのような能力・技術を開発できるような資源・環境及びそれを身につけたことによる雇用の保証がなければ、若者の社会的包摂は達成されたとは言いがたい。ゆえにそれらに配慮した施策が必要であり、次節にて検討していく。

4. 3 若者の「自立」に必要なもの、こと

4. 3. 1 人生前半期の社会保障制度の確立

若者の社会的包摂策を考えると明らかに重要なのは既存の社会保障制度を今まで対象とされてこなかった若者に拡大し、自立支援策と連携した制度に組み替えていけるかという点だろう。これまで考慮されてこなかった「人生前半期の社会保障制度」(広井：2006)を強化していく必要がある。まず、少なくともこれまで社会保障の対象とならなかった若年層への社会的支出を大幅に拡大する必要があるのは明らかだろう。第一章においても見たが日本の社会保障費は現役世代特に若年層に対する割合は非常に小さい。実際年金の給付は44.8兆円(2003年度)であるのに対し、高等教育支出(国立大学法人運営費、私立大学等経常費補助及び研究設備費等補助費の計)は1.6兆円(2005年度)に過ぎない。この教育支出の小ささが第二章で見たような親の社会・所得階層が子供に移転し、貧困のリスクになるという問題の背景になっているのは明らかだろう。若者の雇用政策関係においてはさらに少額で、例えば、後で詳しく見る「若者自立支援塾」の与算は10億円ほどしかない。また、「日本版デュアルシステム」や「トライアル雇用」などにおいては支出を小さく抑えるため、プログラムの参加に先立って事前に適性や資格を判断する選別作業が行われている。しかし、その選別に漏れたからといってその代替となる施策が用意されているわけではない。また、参加者とプログラムの目的のミスマッチなどにより途中で離脱を余儀なくされる問題も指摘されているがこれらに対する対応も遅れている。やはり若者すべてが参加できるサービス供給体制がなされているとは言い難く、財政的な制約が大きな足かせになっているように思う。ゆえにこれまで焦点が当てられてこなかった若者に対する支出の拡大のためにこれまで高齢者に偏りすぎてきた社会保障の分配構造を見直すべきで

ある。加えて、財源の確保のためにも高所得の高齢者への社会的支出の削減等といったものも視野に入れる必要があるだろう。財源の確保という点では相続税の増税などは親の社会・所得階層による貧困の子供への移行という問題を是正する効果も期待でき積極的に検討すべきであろう。少なくとも、このような若者に対する社会的支出の拡大が社会的に合意を得られるかということが今後の若者支援の方向性を決める上できわめて重要である。

4. 3. 2 家族の存在を前提としない自立支援

今日行われている若者支援の多くは親に頼れないような“溜め”のない若者を支援するには不十分である。各種の若年者支援サービスの多くは当面の住まいや生活には困っておらず、教育・訓練の費用、支援機関へ通う交通費などを親などが負担できる環境にある若者のみにおいて有効となっている。例えば、2005年に開始された「若者自立塾」においてはその傾向がみられる。若者自立塾は3カ月の合宿訓練だが、入所条件は過去一年間職歴がないことであるにもかかわらず、入所費用が20万円から40万円かかる。当然入所費用は親が負担することになるし、実際入所の問い合わせの過半数は親からのもので、若者本人からの問い合わせは2割ほどだという。このように若者自立塾は、親に経済力があり、子どものために積極的に動く親という強固な“溜め”があるもの以外を救済することはできないのである。加えて3カ月の合宿終了後、半年以内に7割を仕事に就けることが自立塾の評価基準となっているため、その見込みのないものは入所することができず、それに代わる支援機関は存在していない。このような所得保障等を抜きにした自立・就労支援では“ワークフェア”としての積極的労働政策にもなっていない。海外の主な福祉国家を見れば生活が不安定な若者に対する支援サービスは、各種の経済的給付制度（失業手当、訓練手当、休職手当、住宅手当、母子手当など）がセットになっている。これらの経済給付が、雇用、教育・訓練、保健医療、住宅などとセットになることで若者は社会的に包摂される足がかりを作ることができる。たとえ家族等からの援助がなくともこれらが満たされ、最低生活は無条件に担保される、これが本来の不利な状況にある若者に対するセーフティネットであろう。少なくとも若者の自立支援においては若年者雇用等を単独で推し進めるのではなく、やはり社会保障と整合性を持たせる形で再構成することが必要だといえる。

4. 3. 3 安定した雇用保証

若者を生活の不安定さからの脱却には雇用に就くことに加えて、その職場に定着、持続的な雇用に就くことがさらに必要となる。第三章においてみたように現行の雇用状況においては若者の間で正規雇用比べて非常に処遇に格差のある非正規雇用者が増加している。また、このような非正規雇用から正規雇用に移行することは現実として困難であり、多くの若者が不安定な雇用や失業繰り返し、貧困を招くという状況が起こっている。ゆえに若者の雇用問題は一時の移行の問題だけではなく持続的な問題としてとらえる必要があり、いかに若者を雇用に定着させるかという視点が重要になってくる。

若者の雇用への定着のためには正規・非正規雇用に関わらず安定した生活が保障されることや能力に応じて賃金の上昇や非正規雇用の場合は正規雇用への道が開けていることなどが必要である。そのためにはまず、雇用形態による労働者の賃金と労働条件の格差を是正が求められる。これに関しては2007年にパートタイム労働法が改正され、2008年4月

に施行されている。この改正法は雇用状況を考慮し、すべてのパートタイム労働者に正規労働者と均衡のとれた処遇と非正規雇用から正規雇用への内部転換を推進するための措置を使用者に求めるものである。このような法改正の動きは正規と非正規の間の雇用保護による格差の是正のための第一歩だといえる。処罰規定がないなどの問題点はあるが、今後も法改正等を含めて政府が使用者に対して指導や勧告ができる環境作りが推し進められるのが望ましいだろう。

さらに必要なこととしては、若者においても労働者としての権利が適切に保証されることがあげられる。これまで労働者の権利は労働組合によって守られてきたが、近年においてはその求心力は弱化し、とりわけ非正規労働者においては労働者同士の連帯は困難であり、参加の基盤が失われている。このような状況が非正規労働者の権利が損われ、待遇を悪化させている一つの背景となっている。ゆえに、若者が労働者としての権利を守り、雇用に定着するためにこのような労働組合等への参加の基盤の創出が必要である。近年においてはわが国においてもこのような動きが活発化しており、個人加盟型の合同労組やコミュニティユニオンおよび労働問題に取り組む NPO などが積極的に非正規雇用者等の弱い立場におかれた若者の参加を促している。それらの活動は単に若者の労働者としての権利を集合体として回復するというだけでなく、分断化された個人をつなぎ、社会的ネットワークの創出にまで及んでいる。このような点からも今後このような団体への支援などを通して若者が雇用に定着できる環境づくりをしていくことを若者の自立支援において組み込んでいく必要がある。

おわりに

これまで若者の貧困の現状とそれを取り巻く周囲の環境を考察し、その議論を踏まえて主に雇用政策の観点から若者の社会的包摂策について考えてきた。構造的な問題により不利な境遇にある若者が生活の不安定さや将来の不安を抱えるといった状況において政府および社会がそこから脱却するための訓練・教育の機会を提供し、その間の生活・所得の保障をすることは当然の義務であろう。第 4 章で見たような、若者の現状にあった社会保障制度、自立支援策などの再構築が急務である。これらの保障がある社会は単に不利な状況に置かれている若者だけでなく、これまで家族や会社に対して従属的にならざるを得なかった若者という存在すべてをもっと対等な存在へと押し上げる契機ともなりうる点でも意義があるはずだ。一方でこれまで「強者」として考えられていた若者という存在に対してここまで手厚く貴重な社会的資源を分配する必要があるのかという批判もあるだろう。しかしながら、ここまで繰り返し見てきたように家族や雇用という存在の前提があった時点ならまだしも、そのような前提が急速に崩れつつある現代では若者はなんら生産的な手段を持たず、市場社会においては十分「弱者」にもなりうる。このような若者の状況を認識し、最も不利な立場におかれている若者は誰かという観点から綿密な支援策がとられるべきである。本稿で見たような家族、雇用および社会保障から排除される若者という観点からはもちろん、本稿では扱えなかったジェンダー間や地域間などでの貧困リスクの格差と

いった観点からも検討していく必要があるだろう。今後の社会を担うべき若者に対して社会的支出の拡大を前提としたさらなる若者支援に踏み込んでいけるかということはひいては今後の国家のあり方をも規定しうる問題であり、切迫した課題として今後検討されていくことが望まれるように私は思う。

ただ、本稿においては若者を受け入れる側、特に安定した雇用の「創出」といった観点からは論じることができなかった。たとえ積極的に若者に対して参加を促したとしても参加しうる場が失われてしまったままではそれは空虚なものに終わってしまうだろう。それは経済的な要因とも大きくかかわってくる分野であり、これらの雇用の「創出」に関しては残された課題として、また私自身にとっても今後の職業生活を含めての課題として今後考えていければと思う。

本稿では筆者である私自身も若者という当事者の立場から若者の貧困という問題について論じてきた。やはり、赤木が主張するようにこの「平和」にみえるこの社会も一部の人間に不利益や生きづらさを背負わせる社会だといわざるを得ないし、現行の対応等をみてもこのような認識が共有されている社会だとはまだまだ言いがたい。置かれた環境や社会状況が劇的に変化しているにもかかわらず、不利な状況にある人間を「努力が足りない」、「自己責任」と批判したり、一方で赤木が戦争を望んだように不利な立場にある人間が他者の不幸に希望を見出したりする社会は決して平和な社会とはいえないだろう。とはいえ、情けないことに冒頭に書いたが私自身はこのような批判をしながらも現行の歪んだ「平和な」社会に組み込まれていくという現実的な選択をせざるを得ない。今後この「平和な」社会の恩恵に預かるのか、あるいははじき出されてしまうのかいまのところ不明である。しかしながら、今回本稿を書いたことで得られた知見や本稿で残した課題を今後も継続的に検討することを通して自分のおかれた環境を自明視せず、少なくとも知らず知らずのうちに「平和な」社会に加担するようなことがないよう、この問題に関心を寄せていきたい。それが赤木の論文読んだことを受けての現時点での私の姿勢であり、「大人」になる者としての最低限の責任だと思う。

引用参考文献

- 赤木智弘、2007、「丸山眞男をひっぱたきたいー三十一歳フリーター。希望は、戦争。」
『論座』140.53-59
- 乾彰夫、2008、「若者の教育とキャリア形成に関する調査について」『中央調査報』
612.5423-5427
- 岩田正美、2007、『現代の貧困』 筑摩書房
- 厚生労働省、2007、『平成19年賃金構造基本統計調査』
- 佐藤俊樹、2000、『不平等社会日本ーさよなら総中流』 中公新書
- 総務省統計局、各年、『労働力調査』
- 小杉礼子、2005、『フリーターとニート』 勁草書房
- 駒村康平、2007、「ワーキングプア・ボーダーライン層と生活保護制度改革の動向」『日本
労働研究雑誌』563.48-74
- 橘木俊昭・浦河邦夫、2006、『日本の貧困研究』 東京大学出版
- 樋口明彦、2007、「日本における若年雇用政策のいまー社会的包摂への展望」『季刊労働法』
217.73-85
- 広井良典、2006、『持続可能な福祉社会「もうひとつの日本」の構想』 筑摩書房
- 堀有喜衣ほか、2007、『フリーターに滞留する若者たち』、勁草書房
- 本田由紀ほか、2006、『「ニート」っていうな!』 光文社新書
- 宮本太郎、2009、『生活保障ー排除しない社会へ』 岩波新書
- 宮本みち子、2009、「若者の貧困を見る視点」、『貧困研究』2.59-71
- _____、2006、「若年層の貧困化と社会的排除」『現代の社会病理』 21.17-30
- 労働政策研究・研修機構、2006、『大都市の若者の就業行動と移行過程 - 包括的な移行支援
に向けて』
- 湯浅誠、2008、『反貧困ー滑り台社会からの脱却』 岩波新書
- OECD、2009、「jobs for youth:japan」(=濱口桂一郎ほか訳『日本の若者と雇用ーOECD
若年者雇用レビュー：日本』 明石書店)

図表

[表 1 - 1] 世帯類型別、世帯主年齢階級別にみた貧困率の推移

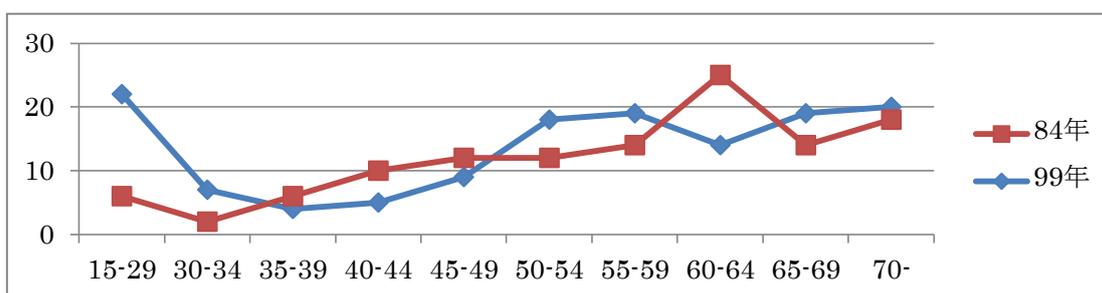
[貧困ライン=等価可処分所得の中央値の 50%]

世帯類型\年	1995 年	2001 年
全世帯	15.2%	17.0%
核家族 (子ども二人)	6.7	5.9
単身世帯 (高齢者世帯除く)	20.0	26.9
高齢者単身世帯	47.9	43.0
母子世帯	55.3	53.0
世帯主の年齢階層		
29 歳以下	20.7%	25.9%
30—39 歳	9.3	11.3
40—49 歳	11.3	11.9
50—54 歳	9.5	11.5
55—59 歳	10.0	12.6
60—64 歳	15.5	16.0
65—69 歳	10.1	12.0

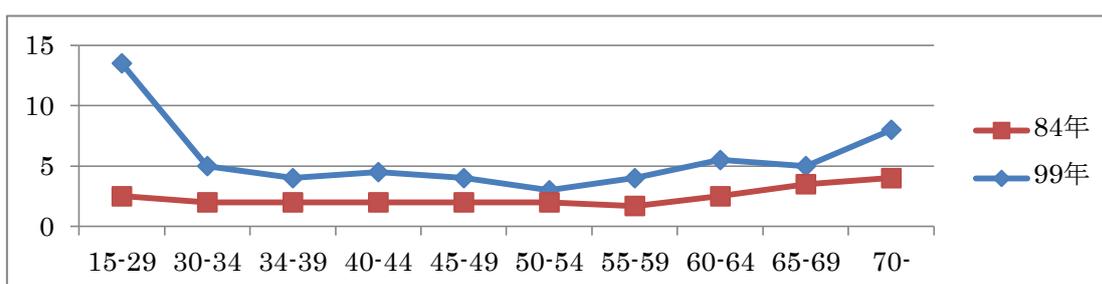
1995 年の貧困ライン=142 万円 2001 年の貧困ライン=131.1 万円

厚生労働省：1996、2002「所得再分配調査」より橘木・浦河(2006)計算、筆者抜粋・作成

[図 1 - 1] 単身世帯のワーキングプア・ボーダーライン率

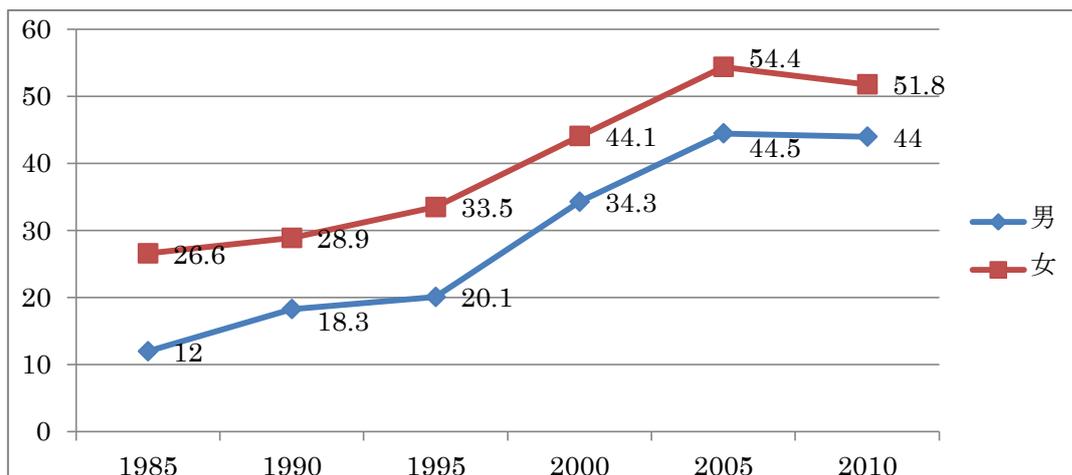


[図 1 - 2] 普通世帯のワーキングプア・ボーダーライン率



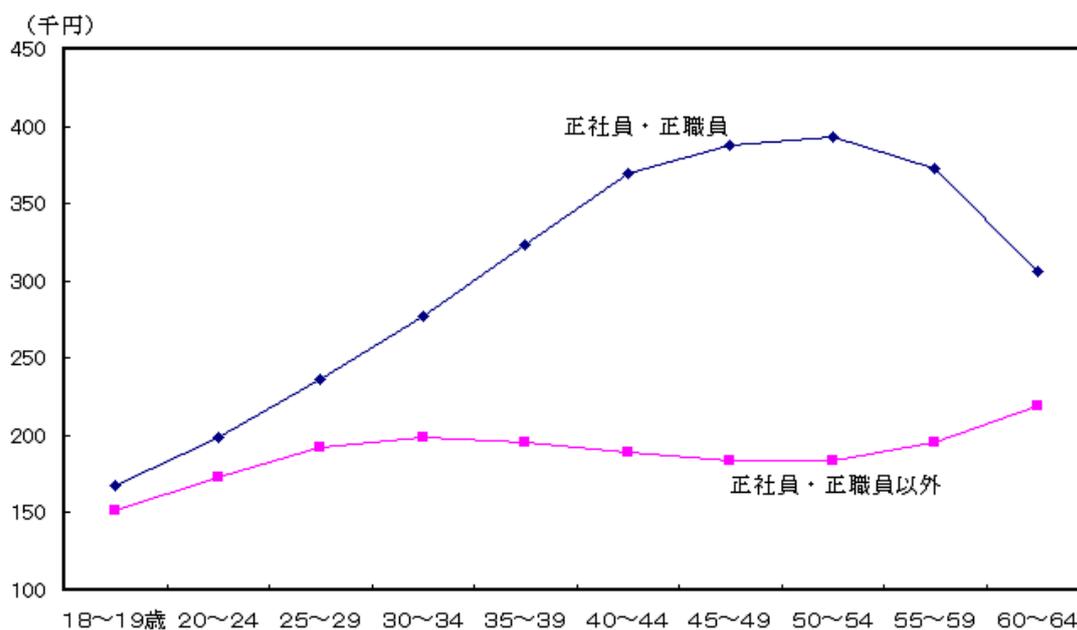
(駒村：2007：53) より筆者作成

[図 3-3] 若年の非正規・無業/非在学人口の推移 (15-24 歳、非在学)



「労働力調査」各年 2 月あるいは 1 月-3 月平均より筆者作成。

[図 3-4] 雇用形態による賃金カーブの違い



(注) ここでいう賃金は、月間の定期給与のことである。

厚生労働省「平成 19 年賃金構造基本統計調査」より

[表 3-2] 男女別、学歴別、日本の卒業生(18歳-29歳)の卒業後のキャリアパス割合 (%)

		合計	後期中等教育	専門学校	大学以上
男性	正規定着	30.4	21.3	33.2	53.0
	正規→正規	6.8	6.0	10.9	7.8
	正規→非正規→正規	4.1	4.7	5.2	2.5
	非正規\失業・無業→正規	13.9	13.1	10.9	10.2
	正規→非正規	5.9	8.1	5.7	4.2
	非正規のみ	27.5	34.1	22.3	14.1
	自営・家業	6.7	6.3	10.9	4.6
	失業・無業\その他	4.6	6.3	1.0	3.5
女性	正規定着	29.3	19.1	29.6	49.5
	正規→正規	5.4	2.5	8.0	7.7
	正規→非正規→正規	3.3	1.8	6.5	3.8
	非正規\失業・無業→正規	8.3	3.5	9.0	9.1
	正規→非正規	10.3	11.3	15.1	5.3
	非正規のみ	36.4	51.1	26.1	22.1
	自営・家業	1.9	2.1	3.0	1.0
	失業・無業\その他	5.1	8.6	2.5	1.4

労働政策研究・研修機構 (2006) より筆者作成